

平成27年度入札制度改正

小松市行政管理部管財課
(平成27年4月1日改正)

入札時における入札金額の内訳書提出について

ダンピング受注の防止（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止）等のため、公共工事の入札に係る申し込みの際、入札を行う全ての公共工事を対象に入札金額の内訳書の提出が必要となりました。

1 内訳書提出の対象工事

改正前 ⇒ 税込予定価格 500万円以上の工事

改正後 ⇒ 税込予定価格 130万円を超える工事

2 適用

上記事項は、平成27年4月1日以降に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う案件から適用します。